

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月25日

大阪府後期高齢者医療広域連合

監査委員 川西 修

監査委員 泉井 智弘

監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施し、監査委員の意見を決定した。なお、監査は、大阪府後期高齢者医療広域連合監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

資格管理課

2. 監査の対象期間

令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)及び令和 6 年度上半期(令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで)。ただし、必要に応じて令和 5 年度以前を含む。

3. 監査の実施期間

令和 6 年 11 月 22 日から令和 7 年 3 月 7 日まで

4. 監査の方法

- (1) 監査は、予算経理一般、支出事務、契約事務及び行政事務の執行を重点項目として行った。
- (2) 監査に当たっては、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って行われているかを主眼として実施した。
- (3) 監査の対象リスクについて、そのリスクの内容及び程度を踏まえ、監査を実施した。
- (4) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実施した。
- (5) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施した。

5. 監査の結果

法令等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項で是正する必要があるものと認められるものについては指摘事項とし、指摘事項に該当するがその程度が軽微なものについては注意事項とした。

経済性、効率性及び有効性の観点から検討する必要があると認められるもの、その他監査委員が特に要望する必要があると認められるものについて

ては委員意見を付した。

事務の執行については、監査した限りにおいて、指摘事項、注意事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていた。指摘事項、注意事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

なお、指摘事項、注意事項及び委員意見については、すべて監査実施時点のものである。

1. 指摘事項

[令和6年度上半期分]

「令和6年度次期機器更改事業推進支援業務」及び「令和6年度標準システムに係る被保険者証年次の個人番号下四桁付与対応業務」において、大阪府後期高齢者医療広域連合事務決裁規程上、1件500万円以上の賃借及び物件、労力その他の受給に係る支出負担行為に関する事項の決裁権者を広域連合長と定めているところ、事務局長専決としていた。

「令和6年度次期機器更改事業推進支援業務」及び「次期標準システムバージョンアップ対応業務委託」において、公印を使用するときは、大阪府後期高齢者医療広域連合公印規則第8条において、押印を要する文書に決裁済の文書を添えて、取扱者に提示し、承認を受けなければならないとされているが、契約書に押印するに当たり、取扱者の承認を受けた記録（公印審査）が残されていなかった。

「情報連携業務に係る総合運用テスト支援業務」及び「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）に関する令和6年度医療保険制度改革に係る保険料算定対応業務」において、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとし、あらかじめ委託者の書面による承認を得たときはこの限りでない旨を契約書に定めているが、受託者から業務の再委託承諾申請書の提出があったものの、承諾に関する起案及び決裁を行っていなかった。

2. 注意事項

[令和5年度分]

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化等に関する対応コールセンター運營業務」において、契約相手方から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させることとしているが提出を受けていなかった。なお、令和6年度に締結している同内容の契約においては改善されていた。

「後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係るSVF製品（帳票ソフトウェア）ライセンス購入及び保守費用」において、契約書の製本が不完全であった。

「資格管理カスタマイズ業務」において、契約相手方が契約書に押印している印紙税の納付印の税額が誤っていた。

[令和 6 年度上半期分]

「令和 6 年度次期機器更改事業推進支援業務」、「情報連携業務に係る総合運用テスト支援業務」及び「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）に関する令和 6 年度医療保険制度改革に係る保険料算定対応業務」において、契約書の製本が不完全であった。

3. 委員意見

[令和 5 年度分]

「次期機器更改等対応業務（令和 5 年度実施分 第 2 フェーズ）」等において、契約締結伺い等の稟議書に記載する配当予算額について、費目全体の総額のみを記載しており、当該事業の配当予算額を記載していない事例が見受けられた。配当予算額については、決裁権者等が、当該事業に係る必要経費が適正に計上されているのか、また計上された予算の範囲内で業務を実施しようとしているのかを確認するため、総額を記載するのではなく、各事業の配当予算額を記載し、予算額を明確にするよう徹底されたい。